

議案第99号

西脇市一般職の職員の給与に関する条例及び西脇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市一般職の職員の給与に関する条例及び西脇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日

西脇市長 片山 象三

(理由)

一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、これに準じて所要の改正を行うため。

西脇市一般職の職員の給与に関する条例及び西脇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する
 条例

(西脇市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 西脇市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年西脇市条例第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (期末手当) 第29条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の 125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の 125</u> 」とあるのは、「100分の72.5」とする。 4～6 (略) | (期末手当) 第29条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の 130</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の 130</u> 」とあるのは、「100分の72.5」とする。 4～6 (略) |

第2条 西脇市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| (期末手当) 第29条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の 127.5</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の 127.5</u> 」とあるのは、「100分の72.5」とする。 4～6 (略) | (期末手当) 第29条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に <u>100分の 125</u> を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「 <u>100分の 125</u> 」とあるのは、「100分の72.5」とする。 4～6 (略) |

(西脇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 西脇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（令和元年西脇市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員についての給与条例第17条及び第29条第2項の規定の適用については、給与条例第17条中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条の規定に基づき採用された職員で市長が指定するもの」と、給与条例第29条第2項中「<u>100分の 125</u>」とあるのは「<u>100分の 165</u>」とする。</p> | <p>(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員についての給与条例第17条及び第29条第2項の規定の適用については、給与条例第17条中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条の規定に基づき採用された職員で市長が指定するもの」と、給与条例第29条第2項中「<u>100分の 130</u>」とあるのは「<u>100分の 170</u>」とする。</p> |

第4条 西脇市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|
| <p>(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員についての給与条例第17条及び第29条第2項の規定の適用については、給与条例第17条中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条の規定に基づき採用された職員で市長が指定するもの」と、給与条例第29条第2項中「<u>100分の 127.5</u>」とあるのは「<u>100分の 167.5</u>」とする。</p> | <p>(一般職の職員の給与に関する条例の適用除外等)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 特定任期付職員についての給与条例第17条及び第29条第2項の規定の適用については、給与条例第17条中「医療職給料表(1)の適用を受ける職員」とあるのは「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第3条の規定に基づき採用された職員で市長が指定するもの」と、給与条例第29条第2項中「<u>100分の 125</u>」とあるのは「<u>100分の 165</u>」とする。</p> |

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。